

国民健康保険にかかる審査請求について

国民健康保険にかかる給付や保険料（税）などの行政処分に対して不服があるときは、行政不服審査法に基づいて審査請求をすることができます。

審査請求は書面で行うことを原則としていますので、下記により審査請求書を作成し、滋賀県国民健康保険審査会（滋賀県庁医療保険課内）に送付してください。

記

●審査請求書の作成方法

- ・ 審査請求書は、必ず正本・副本の2通を提出してください。副本はコピーでもかまいませんが、正副2通とも押印してください。
- ・ 本人に代わって代理人が審査請求をする場合は、委任状を添えてください。

●審査請求書の記入方法

- ・ 「審査請求に係る処分の内容」欄は、別紙の記入例を参考に、あなたが受け取った処分の通知書の標題や内容を踏まえて記入してください。
- ・ 「審査請求に係る処分があったことを知った日」欄は、あなたが処分の通知書を受け取り、処分があったことを知った日を記入してください。
- ・ 「審査請求の趣旨」欄は、別紙の記入例のとおり記入してください。
- ・ 「審査請求の理由」欄は、あなたが処分を不服とする理由や、処分に違法や不当があると思う理由をできる限り具体的に記入してください。書ききれない場合は便箋などの別の紙に書き足されてもかまいません。
- ・ 「処分庁の教示の有無およびその理由」欄は、審査請求できることを口頭や書面で説明があったかどうかについて、必ず有・無のどちらかに○印をつけてください。

●その他留意事項

- ・ 審査請求は、法に基づく行政処分に対してしか行えませんので、例えば、担当職員の態度や言葉遣いが悪いといった事柄を対象とすることはできません。

【審査請求書の提出先・お問い合わせ】

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県庁 健康医療福祉部医療保険課 国民健康保険係
電話番号 077-528-3576